

第7期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について

1 計画の趣旨

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、計画を改定するものです。

改定にあたっては、本市における介護サービスの状況や高齢者福祉事業の進捗状況を踏まえ、社会情勢の変化や課題などに対応するとともに、国から示される「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに即して、高齢者の生活の実態や将来の見込みなどについて分析し、課題を整理のうえ、地域の実情にあった計画として策定します。

2 計画の性格・位置づけ

●老人福祉計画

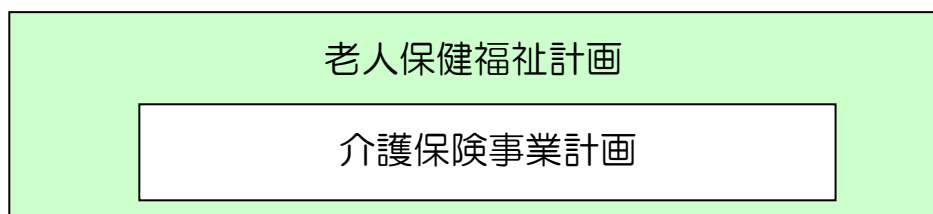
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づいて「老人福祉計画」として策定します。高齢者保健福祉施策を総合的に推進する上で、保健・医療・福祉の関係機関と住民がともに協力しあって取り組むための共通指針としての性格を持ちます。

●介護保険事業計画

本計画は、介護保険法第117条第1項に基づいて「介護保険事業計画」として、本市における介護保険事業の円滑な実施等について明示することを目的に策定するものです。

本計画は「第7期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定するとともに、岐阜県の介護保険事業計画、また瑞浪市の総合計画や地域福祉計画等他の関連計画と整合性を図りながら策定するものとしします。

老人保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図



※老人保健福祉計画という名称については、平成20年4月に老人保健法における老人保健計画の規定が廃止され、法律上では「保健」を入れる必要はなくなりましたが、本市においては、高齢者保健福祉施策を一体的に推進していくためにも今後も継続して「老人保健福祉計画」とします。

3 計画の期間

第7期計画の目標年度は、平成32年度です。

また、計画の期間は平成30年度から32年度までの3年間です。この計画に基づき3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	H31 2019年	H32 2020年	H33 2021年	H34 2022年	H35 2023年	H36 2024年	H37 2025年	H38 2026年		
現行計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画	

4 計画の策定体制

高齢者福祉事業をはじめ介護保険事業の運営については、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じたものとします。このため、医療・保健・福祉関係者、被保険者（市民）代表、有識者、行政機関等の構成により、瑞浪市老人福祉計画等推進委員会を審議機関として設置しました。

5 策定の手法

(1) 高齢者実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」「在宅介護実態調査」を実施しています。アンケート結果の単純集計、クロス集計を行い、調査結果の分析を行います。

(2) 第6期計画の振り返り、第7期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めていきます。

また、高齢者福祉に関する取り組みの現状を把握、課題を明確にし、第7期計画策定に向けて、今後の取り組み等を検討していきます。

6 第7期計画のポイントについて

国から第7期介護保険制度改正の概要が示されました。次ページにポイントをまとめています。今後それらのポイントを踏まえて、厚労省において「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が取りまとめられる予定です。

第7期計画のポイント

高齢者の自立支援の要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに制度の持続可能性を確保すること配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できるようにする。

【2025年（平成37年）を見据えた介護保険事業計画の策定】

